

令和6年度 産後ケア事業の利用について

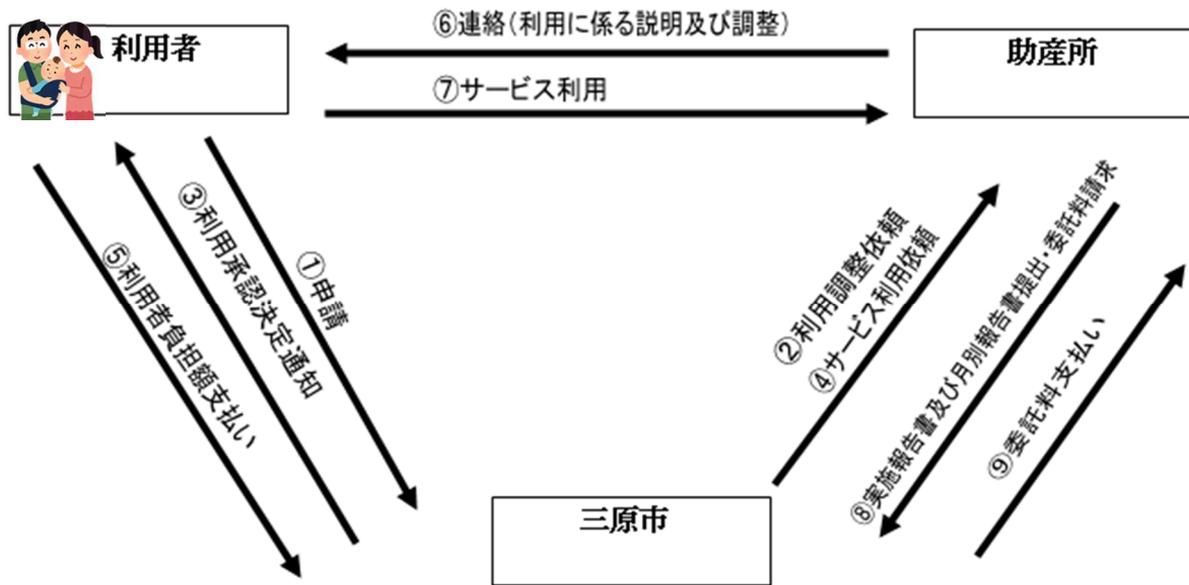


1. 申請時必要書類等 ※保健師・助産師が利用する産婦さんと面談を行います

三原市産後ケア事業利用申請書兼情報提供同意書（所定様式）

※課税証明書が必要な場合がありますので、事前にお問い合わせください。

2. 申請及びサービス利用の流れ



3. 利用料金(市に納入する自己負担額)

	宿泊型	日帰り型	訪問型
市民税課税世帯	1泊2日 3,250円 2泊3日 4,250円 3泊4日 5,250円 4泊5日 6,250円 5泊6日 7,250円 6泊7日 9,500円	1日あたり 1,250円	1日あたり 750円
市民税非課税世帯	0円	0円	0円
生活保護世帯			

※宿泊型の利用の最小単位は1泊2日です。分割して利用することができます。

※自己負担額は、ひろしま版ネウボラ構築事業補助金及び広島県妊産婦支援事業緊急補助金等により減免した額を表示しています（減免期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日）。

※利用料金（自己負担額）については、市の指定する方法で三原市に納入してください。

※おむつ代、ミルク代等は、実費負担となりますので、直接、助産所にお支払いください。

3. サービス利用内容の変更及び利用中止について

サービスの利用内容変更又は中止する場合は、サービス利用日の前々日の午後5時まで、市へ三原市産後ケア事業利用変更申請書（所定様式）を提出し、利用する助産所まで、サービス利用変更について連絡することが必要です。

期限を過ぎ、サービス内容の変更又はサービス利用を中止した場合のほか、助産所に連絡することなく内容変更又は中止した場合は、キャンセル料が生じます。キャンセル料は、直接助産所へお支払いいただくようになります。

※キャンセル料は、利用する助産所へお問い合わせください。